

北本市農業委員会の委員応募要領

北本市では、農業委員会等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに北本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例等により次のとおり北本市農業委員会の委員の公募を実施します。

1 委員の定員

13名（このうち、法令により原則として過半数の認定農業者等及び農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1名以上を含むこととされています。）

2 委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 主な業務

- (1) 農地法等によりその権限に属させた事項
- (2) 農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関すること
- (3) 法人化その他農業経営の合理化に関すること
- (4) 農業に関する調査及び情報提供
- (5) 農地利用の最適化に関する施策についての意見に関すること

4 報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく月額報酬

5 応募の要件

- ・北本市の農業に関する識見を有する者
- ・「3 主な業務」に記載された業務に積極的に取り組み、平日

昼間の会議等に出席ができるもの

※農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定により、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は応募できません。

※北本市農業委員会の委員の任命に関する要綱第3条第1号の規定により、北本市の常勤の職員（地方公務員法に定めのある短時間勤務の職員を含む）は応募できません。また、自治体の執行機関の委員等であって、法令により農業委員との兼職が禁止されている者も応募できません。

6 受付期間及び受付場所

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時45分から午後4時30分まで

北本市役所 北本市産業観光課農政担当

※受付は持参のみ（郵送等不可）

7 応募の方法

- (1) 農業者等の個人3名以上からの推薦（様式第1号(1)）
- (2) 法人又は団体からの推薦（様式第1号(2)）
- (3) 個人による応募（様式第2号）

8 応募内容の公表

応募の内容は、令和8年2月13日時点及び募集期間終了後に、住所、印影及び生年月日を除くすべてが北本市公式ホームページ及び産業観光課窓口で公表されます。（農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により、応募の時点で公表の同意があったものとされますので、ご了承ください。）

※様式中の生年月日については、基準日時点の年齢として公表しますので、生年月日は公表しません。

9 委員の任命

農業委員候補者は、選考委員会で選考を行い、市議会の議決を経て北本市長から任命される予定です。

【問合せ】

北本市産業観光課農政担当

大澤・安藤

電話 048(594)5533 (直通)